

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太田佳祐君	2 番	廣瀬隆博君
3 番	乾豊君	4 番	若山隆史君
5 番	藤墳理君	6 番	江上聖司君
7 番	中村ひとみ君	8 番	安田功君
9 番	角田寛君	10 番	木村千秋君
11 番	後藤省治君	12 番	富田栄次君
13 番	栗田利朗君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	早野博文君	副町長	片岡兼男君
総務課長	藤塚康孝君	企画調整課長	小川裕司君
税務課長	桐山裕次君	健康福祉課長	酒井明美君
子育て推進課長	吉野敬子君	住民課長	多賀靖君
建設課長	小森俊宏君	産業課長	小竹武志君
上下水道課長	藤江和明君	会計管理者兼 会計課長	北村嘉彦君
消防主任	廣瀬太佳夫君	教育長	和田満君
学校教育課長	藤塚正博君	生涯学習課長	川瀬桂一郎君

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	青木隆一	書記	陸田友彦
書記	広瀬有里		

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第50号 令和2年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について

議第51号 令和2年度西南濃老人福祉施設事務組合決算認定について

日程第3 議第52号 垂井町行政改革審議会に関する条例の制定について

日程第4 議第53号 垂井町印鑑登録に関する条例及び垂井町手数料条例の一部改正について

日程第5 議第54号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について

- 日程第6 議 第 55号 垂井町移動等の円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第7 議 第 56号 令和3年度垂井町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議 第 57号 令和3年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議 第 58号 令和3年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議 第 59号 教育委員会教育長の任命について
- 日程第11 議 第 60号 教育委員会委員の任命について
- 日程第12 議 第 61号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第13 議 第 62号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第14 議会議案第1号 垂井町議会会議規則の一部改正について
- 日程第15 議会議案第2号 こども庁の設置を求める意見書について
- 日程第16 議会議案第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について
- 日程第17 議員派遣の件

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（富田栄次君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

初めにお願いがございます。

感染症の予防に取り組むため、今定例会中、議会出席者のマスク着用を許可しております。御理解を賜りますようお願いいたします。

また、傍聴される皆様におかれましても、マスクの着用を含むせきエチケットなどの御協力をお願いいたします。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、7番 中村ひとみ君、8番 安田功君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 諸般の報告

○議長（富田栄次君） 日程第1、諸般の報告を行います。

開会中に検査結果の報告が1件ありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告に代え、諸般の報告を終わります。

日程第2 議第50号 令和2年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について
議第51号 令和2年度西南濃老人福祉施設事務組合決算認定について

○議長（富田栄次君） 日程第2、議第50号 令和2年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について及び議第51号 令和2年度西南濃老人福祉施設事務組合決算認定についてを一括議題といたします。

これら2案については、決算審査特別委員会の審査が終了いたしておりますので、これより委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長 角田寛君。

〔決算審査特別委員長 角田寛君登壇〕

○決算審査特別委員長（角田 寛君） ただいま議題となりました議第50号 令和2年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について及び議第51号 令和2年度西南濃老人福祉施設事務組合決算認定について、決算審査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は、今定例会第1日の会議において設置、付託された後、9月1日から計5日にわたり開催いたしました。審査に当たっては、歳入においては収入未済額及び不納欠損額の主なものについて、歳出においては不用額及び流充用の主なもの、また翌年度繰越額について、執

行部担当所管から説明を聴取し、議決した予算の目的に従って執行されたかどうか、また行政効果はどうであったかに主眼を置いて慎重に審査をいたしました。そして、採決の結果、本委員会といたしましては認定すべきものと決定いたしました。

なお、議第50号 令和2年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について、次のとおり意見を付するものであります。

1. 計画的な事業執行及び財政運営について。

町内公共施設の老朽化等対策に当たっては、垂井町公共施設等総合管理計画に基づき総合的かつ計画的な管理を推進されたい。

また、庁舎建設に伴う町債の償還が始まるなど今後大きな財政負担が見込まれることから、実質公債費比率や将来負担比率に注視し、将来を十分に見据えた効率的かつ計画的な財政運営に当たられたい。

2. 基金の運用について。

基金については、安定した財政運営を行うために重要であることから、将来の財政負担に備えて基金の目的を明確にした上で必要となる金額の積立てをされたい。

以上、報告いたします。終わります。

○議長（富田栄次君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより2案に対する討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は一括して行います。

お諮りいたします。

2案に対する委員長報告は、これを認定すべきものとなっております。

議第50号 令和2年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について及び議第51号 令和2年度西南濃老人福祉施設事務組合決算認定については、これを委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、2案は委員長報告のとおり認定されました。

日程第3 議第52号 垂井町行政改革審議会の設置に関する条例の制定について

○議長（富田栄次君） 日程第3、議第52号 垂井町行政改革審議会の設置に関する条例の制定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第52号 垂井町行政改革審議会の設置に関する条例の制定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議第53号 垂井町印鑑登録に関する条例及び垂井町手数料条例の一部改正について

○議長（富田栄次君） 日程第4、議第53号 垂井町印鑑登録に関する条例及び垂井町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第53号 垂井町印鑑登録に関する条例及び垂井町手数料条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第54号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（富田栄次君） 日程第5、議第54号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第54号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第55号 垂井町移動等の円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（富田栄次君） 日程第6、議第55号 垂井町移動等の円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第55号 垂井町移動等の円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第56号 令和3年度垂井町一般会計補正予算（第4号）

○議長（富田栄次君） 日程第7、議第56号 令和3年度垂井町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第56号 令和3年度垂井町一般会計補正予算（第4号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第57号 令和3年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（富田栄次君） 日程第8、議第57号 令和3年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第57号 令和3年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第58号 令和3年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（富田栄次君） 日程第9、議第58号 令和3年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第58号 令和3年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第59号 教育委員会教育長の任命について

○議長（富田栄次君） 日程第10、議第59号 教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

〔教育長 和田満君退場〕

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第59号 教育委員会教育長の任命について、提案理由を御説明申し上げます。

現教育長である和田満氏の任期が令和3年9月30日をもって満了するのに伴い、同人を適任と認め再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第59号 教育委員会教育長の任命については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

〔教育長 和田満君入場着席〕

日程第11 議第60号 教育委員会委員の任命について

○議長（富田栄次君） 日程第11、議第60号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第60号 教育委員会委員の任命について、提案理由を御説明申し上げます。

現教育委員である小竹一成氏の任期が令和3年9月30日をもって満了するのに伴い、後任に渡邊定隆氏を適任とし任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第60号 教育委員会委員の任命については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第12 議第61号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（富田栄次君） 日程第12、議第61号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第61号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案理由を御説明申し上げます。

現人権擁護委員である興慈善氏の任期が令和3年12月31日をもって満了するのに伴い、同人を適任と認め再推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第61号 人権擁護委員の候補者の推薦については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第13 議第62号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（富田栄次君） 日程第13、議第62号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第62号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案理由を御説明申し上げます。

現人権擁護委員である川口徹氏の任期が令和3年12月31日をもって満了するのに伴い、後任に竹中美幸氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第62号 人権擁護委員の候補者の推薦については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

○議長（富田栄次君） 日程第14、議会議案第1号 垂井町議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

議会運営委員長 後藤省治君。

〔議会運営委員長 後藤省治君登壇〕

○議会運営委員長（後藤省治君） ただいま上程されました議会議案第1号 垂井町議会会議規則の一部改正について、御説明させていただきます。

今回の改正は、「標準」町村議会会議規則の一部改正に伴い、垂井町議会会議規則との比較をする中で、必要な事項について改正を行うものでございます。

お手元に配付いたしました新旧対照表を御覧ください。

第2条第1項及び同条第2項については、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、全ての議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については、母性保護の観点から産前・産後の欠席期間を規定するものでございます。

次に、第3条では、災害時など必要がある場合に議席の変更ができるよう規定を追加するものです。

続いて、第16条第1項については、事件の撤回または訂正及び動議の撤回を行う際、会議の議題となる前の対応についてただし書を加えるものです。

最後に、第76条第1項については、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改め、所要の改正を行うものです。

なお、附則といたしまして、この規則の施行期日を公布の日からとするものでございます。

以上が議会議案第1号 垂井町議会会議規則の一部改正についての説明でございます。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議会議案第1号 垂井町議会会議規則の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議会議案第2号 こども庁の設置を求める意見書について

○議長（富田栄次君） 日程第15、議会議案第2号 こども庁の設置を求める意見書についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

文教厚生委員長 中村ひとみ君。

〔文教厚生委員長 中村ひとみ君登壇〕

○文教厚生委員長（中村ひとみ君） 議会議案第2号 こども庁の設置を求める意見書について説明いたします。

少子高齢化が深刻な我が国において、子どもたちの健やかな成長発達を力強くサポートしていくことの重要性がかつてなく高まっており、国、都道府県、市町村が強力に連携して取り組む課題である。

地方行政の現場では、子ども・子育てに関する様々な相談や要望が住民から日々寄せられている。妊娠、出産、保育、教育、医療、福祉、児童虐待、非行、貧困、いじめ、事故など多岐にわたる要望や相談に適切に対処すべく、現場の職員は国と連携しつつ尽力しているが、国の一元的な窓口が存在しないため、十分な連携が取れず、迅速かつ適切な対応ができないケースもある。また、現状では、類似制度であっても所管官庁が異なった場合、複数の基準があったり、複数の手続が必要になったりする場合がある。さらには、必要な施策を進める上で、財政的な制約も深刻である。

現在報道されている「こども庁」設置は、まさにこれらの諸課題の解決に資するものと考えらる。

よって、国においては、子ども政策の充実を図るため、早急に次の事項を実施するよう強く要望するものであります。

1. 専任の大臣の下で、強い権限をもって子ども・子育てに関する施策を一元的に所管する「こども庁」を設置すること。また、設置に際しては、自治体の意見を聴くこと。

2. 支援策を検討する際は、類似制度間では基準や手続を統一するとともに、自治体間での格差が生じないよう、「こども庁」が主導して国、都道府県、市町村の連携体制を構築すること。また、他省庁との調整が必要な場合は「こども庁」がワンストップ窓口となり自治体との調整を行うこと。

3. 自治体の子ども施策を充実させるため、人材確保支援・財政支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議会議案第2号 ことども庁の設置を求める意見書については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議会議案第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について

○議長（富田栄次君） 日程第16、議会議案第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

総務産業建設委員長 乾豊君。

〔総務産業建設委員長 乾豊君登壇〕

○総務産業建設委員長（乾 豊君） 議会議案第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、御説明を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いています。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しています。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠であります。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実

に実現されるよう、強く要望するものであります。

1. 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2. 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来、国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として期限の到来をもって確実に終了すること。

3. 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4. 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

5. 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議会議案第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議員派遣の件

○議長（富田栄次君） 日程第17、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件は、お手元に配付いたしましたとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元に配付いたしましたとおり派遣することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま決定されました議員派遣の件について、変更を要する場合には議長一任といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長に一任することに決定しました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって令和3年第6回垂井町議会定例会を閉会いたします。

午前9時37分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 富 田 栄 次

会議録署名議員 中 村 ひ と み

会議録署名議員 安 田 功